

安城市住宅省エネ改修促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、民間の既存住宅の所有者等が行う民間住宅省エネ改修事業に要する経費について、当該事業を実施する者に対し、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び愛知県民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱（令和6年3月25日付け第767号通知。以下「県要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で交付する安城市住宅省エネ改修促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する1戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含み、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅を除く。）をいう。
- (2) ZEH水準 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。
- (3) BELS 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。
- (4) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるもので、第8条の規定による補助金の交付決定後に契約を締結し、及び着手し、並びに市長が別に定める日までに完了するものとする。

(1) 次号の改修に係る計画の策定

(2) 次のいずれかに該当する改修を対象住宅に行うもの（以下「省エネ改修」という。）

ア 全体改修 Z E H水準を満たす改修で、改修後の住宅がB E L S等の評価又は認証を受けているもの（受ける予定であるものを含む。）

イ 構造補強工事 全体改修と併せて実施する工事で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 構造計算により構造安全性が確認できるもの

(イ) 令和7年4月に施行された建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの

ウ 部分改修 住宅の部分について県要綱別表1-1に定める改修（部屋にある外気に接する2以上の窓の改修を行うものを含む。）で、Z E H水準の仕様を満たすもの

2 前項の対象住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 地震に対する安全性が県要綱別表1-2に定めるZ E H水準への改修を行う場合の確認方法により確認できるもの

(2) 補助対象事業の実施前にZ E H水準を満たしていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくはこれらの者と密接な関係を有しない者

(2) 交付申請日及び実績報告日において市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補

助対象事業に要する費用のうち、次に掲げるもの（国、地方公共団体その他の者が行う補助その他の給付を受けた又は受ける予定がある場合は、当該給付の対象である部分に係るものを除く。）とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる事業に要する費用のうち次に掲げるもの

ア 省エネ改修を行うために必要な調査、設計及び計画に係るもの

イ 設計又は改修内容についてBELS等の評価又は認証を受けるために必要なもの

(2) 全体改修又は部分改修に要する費用のうち次に掲げるもの

ア 県要綱別表1-1の「1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事」に定める工事に係るもの（ただし、同表のZEH水準に係るモデル工事費により算定される額を上限額とする。）

イ 県要綱別表1-1の「2 設備の効率化に係る工事」に定める工事に係るもの（ただし、同表のモデル工事費により算定される額とアの規定により算定される額のいずれか低い額を上限額とする。）

(3) 構造補強工事に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号の規定により算定した費用を合計した額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は70万円のいずれか低い額とする。

2 同一の住宅（区分所有に係る共同住宅にあっては、住居）に対する補助金の交付は、1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、安城市住宅省エネ改修促進補助金交付申請書（様式第1）に別表第1に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が、同項の規定による申請を安城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年安城市条例第7号。以下「オンライン条例」という。）第3条第1項の規定により行う場合で、安城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年安城市規則第16号）第3条第2項の規定により前項の書類に記載すべき事項を当該者の使用に係る電子計算機から送信するときは、同条第3項の規定により当該書類の提出を省略するものとする。

3 申請者は、第1項の規定による申請をオンライン条例第3条第1項の規定により行う場合には、必要事項を記入し、及び氏名を自署又は記名押印をした第1項の申請書の画像情報を送信しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、安城市住宅省エネ改修促進補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る補助対象事業の内容を変更しようとするときは、安城市住宅省エネ改修促進事業計画変更申請書(様式第3)に別表第2に定める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該変更が6月未満の事業完了予定日の延長(第3条第1項の市長が別に定める日までの延長に限る。)又は補助金の額の変更を伴わない工事内容の軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請について、内容を審査し適切と認めるときは、安城市住宅省エネ改修促進事業計画変更承認通知書(様式第4)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、安城市住宅省エネ改修促進事業中止(廃止)申請書(様式第5)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請について、内容を審査し適切と認めるときは、安城市住宅省エネ改修促進事業中止(廃止)承認通知書(様式第6)により交付決定者に通知するものとする。

5 第7条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第3項の規定による申請をオンライン条例第3条第1項の規定により行う場合について、準用する。

(完了実績の報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が別に定める日までに、安城市住宅省エネ改修促進事業実績報告書(様式第7)に別表第3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による報告をオンライン条例第3条第1項の規定により行う場合について、準用する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、また既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱又は関係法令に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、安城市住宅省エネ改修促進補助金交付決定取消通知書(様式第8)により交付決定者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産(以下「交付対象財産」という。)については、補助事業が完了した日から10年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める耐用年数が10年未満のものにあつては、当該耐用年数。以下「処分制限期間」という。)を経過する日までに市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄(以下「処分」という。)してはならない。ただし、交付決定者が交付された補助金の全部を返還した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認(譲渡等(交付対象財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することをいう。以下同じ。)に係るものに限る。)をするに際しては、譲渡等の相手方が当該譲渡等の後、処分制限期間内に当該譲渡等に係る交付対象財産を処分する際に市長の承認を得ることに同意し、かつ、その旨を確認できる書類を市長に提出することをその条件とする。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 交付決定者は、補助対象事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

提出書類 区分	書類の名称	備考
様式	内訳書（様式第1-1）	実際の工事費は見積額を記載
添付書類	住宅の所有者、建築年及び延べ面積が分かる書類	名寄せ（土地・家屋）、登記事項証明書等（直近3か月以内に発行されたものに限る。）
	位置図	住宅の配置が分かる住宅地区等
	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面	
	見積書（省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの）の写し	補助対象経費とそれ以外の明細が分かるもの
	BELS評価書等（交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式）の写し（全体改修の場合に限る。）	
	第3条第1項第3号ア又はイのいずれかに該当することが確認できる書類（ZEH水準を満たす全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合に限る。）	壁量計算書、構造計算書等
	現況写真等（全景写真及び改修する部位の写真）	
	県要綱別表第1-2に掲げるZEH水準への改修を行う場合の確認方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類	耐震改修補助事業交付決定通知書等

	市税を滞納していないことを証する書類（市長が市税の滞納状況に関する資料を閲覧することについて同意している。）	市税の納税証明書（直近3か月以内に発行されたものに限る。）
	他の補助金等の申請書の写し（該当がある場合に限る。）	
	その他市長が必要と認める書類	

別表第2（第9条関係）

提出書類 区分	書類の名称	備考
様式	内訳書（様式第1-1）	
添付書類	別表第1に掲げる添付書類のうち、交付決定（又は直近の変更交付決定）時から変更となる事項を示すもの	
	その他市長が必要と認める書類	

別表第3（第10条関係）

提出書類 区分	書類の名称	備考
様式	内訳書（様式第1-1）	
	施行チェックリスト（様式第7-1）	施工業者が確認したもの
添付書類	契約の事実が確認できる書類の写し	契約書等
	支払いを証する書類の写し	領収書等
	工事施工中の写真	
	工事完了後の写真	仕様（製品型番号等）が分かる写真
	出荷証明書等の写し	
	市税を滞納していないことを証する書類（市長が市税の滞納状況に関する資料を閲覧することについて同意する。）	市税の納税証明書（直近3か月以内に発行されたものに限る。）

ていない場合に限る。)	
B E L S 評価書等の写し (申請時に未提出の場合に限る。)	
その他市長が必要と認める書類	